

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="85 243 927 272">個⑥075 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="386 330 1037 359" style="text-align: center;">サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書</p> <p data-bbox="222 440 1210 542">この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 14 条第 1 項（平成 25 年改正前の租税特別措置法（以下「25 年旧措法」といいます。）第 14 条第 1 項に係る部分を含みます。）の適用を受ける場合に使用します。</p> <p data-bbox="222 552 1210 616">なお、所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありません。</p> <p data-bbox="222 664 345 687">1 記載要領</p> <p data-bbox="222 701 1210 765">(1) 「①」欄は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p data-bbox="222 774 1210 838">(2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p data-bbox="222 848 1210 911">(3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、( ) 内には、新築の時の耐用年数を記載します。</p> <p data-bbox="222 921 771 944">(4) 「⑩」欄は、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p data-bbox="222 954 751 977">(5) 「⑪」欄には、各独立部分の床面積を記載します。</p> <p data-bbox="222 987 1210 1051">(6) 「⑫」欄には、租税特別措置法施行令第 7 条第 1 項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。</p> <p data-bbox="222 1060 1210 1163">(7) 「⑬」欄には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 6 条第 1 項に規定する登録をした措法第 14 条第 1 項の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。</p> <p data-bbox="222 1172 1045 1195">(8) 「⑭」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。</p> <p data-bbox="222 1205 1210 1269">(9) 「⑯」欄の分子には、措法第 14 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれに該当するか区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。</p> <p data-bbox="263 1278 696 1302">イ 耐用年数が 35 年以上である場合…「140」</p> <p data-bbox="277 1311 1149 1335">※ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等したものについては「120」</p> <p data-bbox="263 1344 696 1367">ロ 耐用年数が 35 年未満である場合…「128」</p> <p data-bbox="277 1377 1149 1400">※ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等したものについては「114」</p> <p data-bbox="222 1410 1210 1474">(10) 「⑳」欄には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。</p> <p data-bbox="222 1503 326 1526">2 提出先</p> <p data-bbox="263 1535 510 1559">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="222 1568 367 1591">3 根拠法令等</p> <p data-bbox="263 1601 581 1624">措法第 14 条、25 年旧措法第 14 条</p>	<p data-bbox="1361 243 2203 272">個⑥075 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="1635 330 2285 359" style="text-align: center;">サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書</p> <p data-bbox="1498 440 2458 484">この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第14条第 1 項の適用を受ける場合に使用します。</p> <p data-bbox="1498 494 2458 558">なお、所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありません。</p> <p data-bbox="1498 606 1621 629">1 記載要領</p> <p data-bbox="1498 643 2458 707">(1) 「①」欄は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p data-bbox="1498 716 2458 780">(2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p data-bbox="1498 790 2458 853">(3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、( ) 内には、新築の時の耐用年数を記載します。</p> <p data-bbox="1498 863 2047 886">(4) 「⑩」欄は、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p data-bbox="1498 896 2027 919">(5) 「⑪」欄には、各独立部分の床面積を記載します。</p> <p data-bbox="1498 929 2458 993">(6) 「⑫」欄には、租税特別措置法施行令第 7 条第 1 項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。</p> <p data-bbox="1498 1002 2458 1105">(7) 「⑬」欄には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 6 条第 1 項に規定する登録をした措法第14条第 1 項の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。</p> <p data-bbox="1498 1114 2321 1137">(8) 「⑭」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。</p> <p data-bbox="1498 1147 2458 1211">(9) 「⑯」欄の分子には、措置法第14条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれに該当するか区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。</p> <p data-bbox="1539 1221 1948 1244">イ 耐用年数が35年以上である場合…「40」</p> <p data-bbox="1539 1253 1948 1277">ロ 耐用年数が35年未満である場合…「28」</p> <p data-bbox="1498 1286 2458 1350">(10) 「⑳」欄には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。</p> <p data-bbox="1498 1360 1602 1383">2 提出先</p> <p data-bbox="1539 1392 1786 1416">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1498 1425 1643 1449">3 根拠法令等</p> <p data-bbox="1539 1458 1747 1481">租税特別措置法第14条</p>